

第2回 稲城市住所整理地区市民検討会（矢野口・東長沼・百村京王線以南地区）

実施日：令和3年12月9日（木） 午後7時～午後8時30分

会場：稲城消防署講堂

参加数：地区市民検討委員20名

事務局3名（黒田課長、平林係長、鈴木主事）

【委】住所整理の検討範囲のイメージ図として、南側の境はどのように考えて想定しているのか。

【市】南山東部土地区画整理事業区域及び百村の南側は、住所整理の対象外となるゴルフ場であるため、ゴルフ場を境として想定しています。

【委】土地区画整理事業区域は百村の一部を含んで、何を境としているのか。また、この境の南側周辺に住民はいるのか。

【市】土地区画整理事業区域は、土地の境で設定しています。境の南側は、畑となっています。

【委】住所整理の検討範囲としては、JR武蔵野南線（貨物）を西側の境とするのが良いと思う。稲城駅の南側は、JR武蔵野南線（貨物）までの範囲をイメージしたほうがわかりやすく、生活しやすい。JR武蔵野南線（貨物）の南側の境については、住民がいない畑であれば、稲城市が示した案どおりで良いと思う。

【委】案によっては、百村地区はかなりの面積部分が新しい区域になってしまう。面積的に小さな地区であり、長期間住んでいる人が大勢いるため、新町ではなく、百村地区として残したい。西側の検討範囲は、南山東部土地区画整理事業区域までにしてもらいたい。

【委】新町名にするのであれば、稲城駅南側や七曲公園周辺等も対象区域に含めてもらいたい。

【委】今回、住所整理の対象範囲に含まれない地域は、今後、住所整理の対象になるのか。

【市】住所整理は、市内全域を対象に行っていきます。

【委】「町区域の設定によって、住民の理解が必要」とあるが、手続きなどの手間がかかる等のイメージから、住所整理はあまり良く思われず、アンケートでは現状維持を希望する回答が大半となるおそれがある。土地区画整理事業では必ず地番の振り直しが生じ、それに併せて住所整理が実施されることを認識できれば、住民の理解が得やすいと思う。

【委】住所整理の実施に伴い、ごみの収集や災害対応等について、発生する弊害は想定しているのか。

【市】個人では免許証の更新等、法人では登記内容や封筒の宛名等の変更等の手続きが生じることが想定されます。また、周辺区域の見直しにより、ごみの収集日や、学区の変更等が想定されます。

【委】住民は、ごみの収集時間等、細かい部分を気にしていると思う。今後、情報として開示できる部分は、開示した方が良い。

【委】ごみの収集時間等は、住所整理によらずとも、変更となることが考えられる。

住所整理の検討パターン案によって、南山東部土地区画整理事業区域から周辺区域まで対象範囲が変わるため、必ずしも住所が変わるわけではない。検討パターン案を先に決めてから、検討範囲や町の境を決めた方が合理的だと思う。私は周辺区域を含めて新町名とするパターンを希望しているが、詳細を決めても、アンケート結果によっては、意味がなくなってしまう。

【委】区画整理事業を実施している矢野口地区を含め、市内全域の住所整理について、長期的なスケジュールやイメージはあるか。換地処分タイミングで住所整理を決定する方が、都合がよいのか。

【市】住所整理は、市内全域を対象に実施していきませんが、現段階では、土地区画整理事業に併せて、順番に行う予定です。土地区画整理事業に伴い、必然的に地番を振り直すことに加え、町界等を整備された道路等で区切ることができるなど、これに併せて住所整理を行うことが適しています。

今回の矢野口・東長沼・百村京王線以南地区は、令和6年後の南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せた住所整理を予定しています。

現在4地区で土地区画整理事業が行われていますが、時期が次に早いのは、矢野口地区の榎戸土地区画整理事業になります。この榎戸土地区画整理事業の時は矢野口全体を協議し、住所整理します。その後、別の地区の住所整理事業を実施していきます。区画整理の事業進捗と住所整理にかかる期間を考慮すると、市内全域の住所整理を終了するには、今後10年はかかる見通しとなります。

【委】矢野口の4000番台の区画整理事業は終了しているか。

【市】京王よみうりランド駅前土地区画整理事業は終了しております。

【委】住所整理の検討範囲の東側は、都県境に設定した方が良い。「TOKYO GIANTS TOWN」構想があるため、経済的に一体性があつた方が良い。問題として、穴澤天神社が検討範囲に入ってしまうため、その対応を考える必要がある。よみうりランド駅前等の複合市街地は、稲城市住所整理基本方針にあるとおり、道を境として設定できる。南側の県境に関しては、自然丘陵で直接行き来できない峰が境となっているが、経済的合理性があるため、峰を境としたままで良いと思う。

【市】説明したアンケートに関しては、「住所整理しない」という検討パターン案は、選択される可能性は低いと考えています。しかしながら、この検討会において、「新町名とする」あるいは「現行町名とする」を決定することはできないため、アンケートを行うこととなります。

アンケートの内容は、住民の方にわかりやすくなるよう、この住所整理地区市民検討会の中でご検討いただきたいと思います。複数の検討パターン案をアンケートに反映し、色々な意見をいただきたいと思いますと考えております。

【委】住所整理地区市民検討会で「新町名にする」などを決めて、アンケートに反映するのではないのか。アンケートに、複数の検討パターン案を示すのであれば、この会議で検討する意味はあるのか。検討会でも、話がまとまらないのではないのか。

【市】住所整理地区市民検討会を経て、様々な意見を踏まえ、アンケートをまとめたいと思います。

【委】稲城市住所整理基本方針があるのに、「住所整理しない」選択肢があることに矛盾を感じる。稲城市住所整理基本方針とは何のためにあるのか。

【市】稲城市住所整理基本方針は、住所整理の基本的な考え方として設定しています。現状維持を希望する意見も想定し、選択肢を考慮する必要があります。

【委】検討パターン案によっては、住所整理しないということもあり得るということか。稲城市は住所整理を推しているが、住民が反対すれば住所整理できないという認識でよいのか。

【市】住民の意向が優先されるため、住所整理しないということもあり得ます。

【委】この住所整理地区市民検討会の位置付けは、何かを決めるわけではなく、素案を作る会ではないかと思う。役割としては、住所を変更することの魅力性や必要性を認識したうえで意見をまとめ、住民としての意見を想定しながらアンケート内容を検討することだと思う。

【委】アンケートの対象地域はどの程度の範囲か。

【市】今後、住所整理地区市民検討会にて検討していただくこととなります。

【委】仮に新町名とした場合、土地区画整理事業区域外等の人々の意見も聞かなければならない。住所整理の対象区域に入るか入らないかの選択では、住民は理解しがたい。住所整理地区市民検討会は、アンケートの内容について、検討する場だと思っている。

【委】平尾地区と坂浜地区の住所整理は、アンケートを行ったのか。

【市】平尾地区は、平成2年に一、二、三丁目まで住所整理を実施しました。四丁目は、稲城上平尾土地区画整理事業の換地処分にあわせ、平成31年の3月に住所整理を実施しました。平尾最後の地区として、四丁目になりました。住所整理地区市民検討会とは別に、稲城市住所整理審議会があり、そこで諮問・答申を経て、決定しました。

坂浜地区は、住所整理対象範囲が坂浜地区内のみであったため、対象区域などのアンケートは行っておりません。町名について、新町名の案があればアンケートを行うことを想定しておりましたが、坂浜一丁目から八丁目と決まったため、住所整理ニュースの全戸配布による周知を実施しました。

【委】第1回の稲城市住所整理地区市民検討会の質問で、「住民アンケートは誰を対象とするものなのか」とあったが、アンケート内容で対象は変わると思う。住民アンケートの対象範囲は、住所整理地区市民検討会で示さないといけないということでしょうか。

【市】住所整理地区市民検討会で、住民アンケートの対象範囲を決めていただきます。

【委】住民の意見を聞くためにアンケートは必要だが、事前に説明会をするべきではないか。そのうえで、検討パターン案をアンケートした方が良い。アンケートを配布する対象地域を広範囲に設定し、皆さんの意見を慎重に聞いた方が良い。住所整理地区市民検討会の意見だけで進めず、説明会を通して、色々な意見を集めた方が良い。

【市】今回の意見を集約し、次回の資料の参考にしたいと思います。